

大和市養育医療に関する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第24号

大和市養育医療に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第20条第1項に規定する養育医療について、母子保健法施行令（昭和40年政令第385号）及び母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(養育医療の給付申請)

第2条 省令第9条第1項の規定による申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、養育医療給付申請書に法第20条第4項に規定する指定養育医療機関（以下「指定養育医療機関」という。）の医師が作成した養育医療意見書（以下「養育医療意見書」という。）、世帯調書及び生活状況を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の生活状況を証明する書類は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事項を公簿等により確認することができる場合は、当該書類の添付を省略させることができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者 福祉事務所長がその旨を証明する書類
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者 その旨を証明する書類
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されていない者（前2号に掲げる者を除く。） 当該市町村民長が申請の日の属する年度の市町村民税が非課税又は免除とされている旨を証明する書類
- (4) 所得税法（昭和40年法律第33号）の規定による所得税が課されていない者又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により所得税が免除されている者（前3号に掲げる者を除く。） 税務署長又は源泉徴収義務者が申請の日の属する年の前年の所得税が非課税又は免除とされている旨を証明する書類並びに市町村民長が申請の日の属する年度の市町村民税の均等割額及び所得割額を証明する書類

(5) 所得税法の規定による所得税が課されている者 税務署長又は源泉徴収義務者が申請の日の属する年の前年の所得税額を証明する書類

3 市長は、第1項の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、給付の適否を決定した上で、給付を行うときは省令第9条第2項に規定する養育医療券（以下「養育医療券」という。）を申請者に交付するとともに養育医療給付決定通知書により指定養育医療機関に通知し、給付を行わないときは養育医療給付却下通知書により申請者に通知するものとする。

（養育医療券の再交付）

第3条 養育医療券を破損し、汚損し、又は紛失したときは、養育医療券再交付申請書により、市長に養育医療券の再発行を申請することができる。

（養育医療の継続給付）

第4条 第2条第3項の規定により養育医療券の交付を受けた者で、当該養育医療券の有効期間を超えて養育医療の給付を受けようとするもの（以下「継続給付申請者」という。）は、当該有効期間の満了する日の15日前までに、養育医療給付申請書に養育医療意見書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、継続給付の適否を決定した上で、継続給付を行うときは養育医療券を継続給付申請者に交付するとともに養育医療給付決定通知書により指定養育医療機関に通知し、継続給付を行わないときは養育医療給付却下通知書により継続給付申請者に通知するものとする。

（養育医療に要する費用の支給）

第5条 法第20条第3項第4号（看護に係る部分に限る。）又は第5号に掲げる給付に代えて養育医療に要する費用（以下「養育医療費」という。）の支給を受けようとする者は、養育医療費支給申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、養育医療費の支給の適否を決定し、支給を行うときは養育医療費支給決定通知書により、支給を行わないときはその旨を申請した者に通知するものとする。

（費用の徴収額）

第6条 法第21条の4第1項の規定により徴収する養育医療の給付に要する費用の額（以下「費用の徴収額」という。）は、別表第1の規定により算定した額とする。

（費用の徴収額の特例）

第7条 前条の規定にかかわらず、納入義務者が本市が行う医療費助成制度の対象者に該当する場合は、市長は、前条の規定により算定した額から当該医療費助成を受けることができる額に相当する額を控除した額を徴収額とすることができる。

(様式)

第8条 この規則で使用する様式は、別表第2に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

納入義務者の属する世帯の階層区分			基準月額	加算基準月額	
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯（単給世帯を含む。）		0円	0円	
B階層	A階層に属する世帯を除き、現年度分の市町村民税非課税世帯		2,600円	260円	
C階層	前年分の所得税非課税世帯であって、現年度分の市町村民税の均等割又は所得割課税世帯	C ₁ 階層	現年度分の市町村民税の均等割のみ課税世帯	5,400円	540円
		C ₂ 階層	現年度分の市町村民税の所得割課税世帯	7,900円	790円
D階層	A階層及びB階層に属する世帯を除き、前年分の所得税課税世帯	D ₁ 階層	前年分の所得税の額が15,000円以下である世帯	10,800円	1,080円
		D ₂ 階層	前年分の所得税の額が15,001円以上40,000円以下である世帯	16,200円	1,620円
		D ₃ 階層	前年分の所得税の額が40,001円以上70,000円以下である世帯	22,400円	2,240円
		D ₄ 階層	前年分の所得税の額が70,001円以上183,000円以下である世帯	34,800円	3,480円

D ₅ 階層	前年分の所得税の額が 183,001円以上 403,000円以下である世帯	49,400円	4,940円
D ₆ 階層	前年分の所得税の額が 403,001円以上 703,000円以下である世帯	65,000円	6,500円
D ₇ 階層	前年分の所得税の額が 703,001円以上 1,078,000円以下である世帯	82,400円	8,240円
D ₈ 階層	前年分の所得税の額が 1,078,001円以上 1,632,000円以下である世帯	102,000円	10,200円
D ₉ 階層	前年分の所得税の額が 1,632,001円以上 2,303,000円以下である世帯	123,400円	12,340円
D ₁₀ 階層	前年分の所得税の額が 2,303,001円以上 3,117,000円以下である世帯	147,000円	14,700円
D ₁₁ 階層	前年分の所得税の額が 3,117,001円以上 4,173,000円以下である世帯	172,500円	17,250円
D ₁₂ 階層	前年分の所得税の額が 4,173,001円以上 5,334,000円以下である世帯	199,900円	19,990円

	D ₁₃ 階層	前年分の所得税の額が 5,334,001円以上 6,674,000円以下である 世帯	229,400円	22,940円
	D ₁₄ 階層	前年分の所得税の額が6,674,001円以上である世帯	養育医療の給 付に要する費 用の全額	左の基準月額の 10パーセント に相当する額 ただし、その額が 26,300円に 満たない場合は 26,300円

備考

- 1 この表において「均等割」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割」とは同項第2号に規定する所得割（この所得を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）をいう。この場合において、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 2 この表において「所得税」は、所得税法、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により計算するものとする。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項までの規定
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5

第1項の規定

(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定

- 3 前年分の所得税又は現年度分の市町村民税が確定していない場合の取扱いについては、これが確定するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度分の市町村民税によるものとする。
- 4 養育医療の給付を受けた児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者がなく、当該児童に所得税又は市町村民税が課されていないときは、費用の徴収額の算定は行わないものとする。
- 5 費用の徴収額は、納入義務者（当該養育医療の給付を受けた者又はその扶養義務者をいう。）の属する世帯の階層区分に応じ、それぞれ同表の基準月額欄に定める額（以下「基準月額」という。）とする。
- 6 同一世帯に所得税を課税されている納入義務者が2人以上いる場合における当該世帯の階層は、それぞれの納入義務者の所得税額の合算額により決定する。
- 7 同一世帯にC階層に属する納入義務者が2人以上いる場合において、納入義務者がそれぞれC₁階層、C₂階層に属するときは、当該世帯の階層はC₂階層とする。
- 8 同一の世帯から同一月内に2人以上の者が養育医療の給付を受けた場合における費用の徴収額は、納入義務者の属する世帯の階層区分の欄に定める階層区分に応じ、当該養育医療の給付を受けた者のうちその月の徴収額の最も多額なもの（以下「算定対象者」という。）については基準月額とし、算定対象者以外のものについては加算基準月額欄に定める額とする。
- 9 月の途中において養育医療の給付を受け、又は給付を受けることを中止した者の当該月分の費用の徴収額は、納入義務者の属する世帯の階層区分の欄に定める階層区分に応じ、算定対象者にあつては基準月額欄に定める額に、算定対象者以外の者にあつては加算基準月額欄に定める額に、それぞれ当該月において養育医療の給付を受けた日数を乗じて得た額を当該月の日数で除して得た額とする。ただし、D₁₄階層にあつては、この限りでない。
- 10 第5号から前号までにより算出した額が法第21条の規定により市が支弁した額を超えるときは、市が支弁した額を費用の徴収額とする。
- 11 第5号から第9号までにより算出した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2（第8条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	養育医療給付申請書	第2条及び第4条
第2号様式	養育医療意見書	第2条及び第4条
第3号様式	世帯調書	第2条
第4号様式	養育医療給付決定通知書	第2条及び第4条
第5号様式	養育医療給付却下通知書	第2条及び第4条
第6号様式	養育医療券再交付申請書	第3条
第7号様式	養育医療費支給申請書	第5条
第8号様式	養育医療費支給決定通知書	第5条